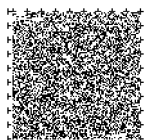


## 都内における地域生活支援拠点の事例 (大田区、八王子市)

※平成 30 年度「地域生活支援拠点の整備促進、必要な機能の強化・充実のための東京都ブロック会議（厚生労働省）」から  
抜粋



## 【大田区の事例】

# 地域生活支援拠点等の整備類型、概要

### 【整備類型】

- 多機能拠点整備型＋面的整備型

### 【概要】

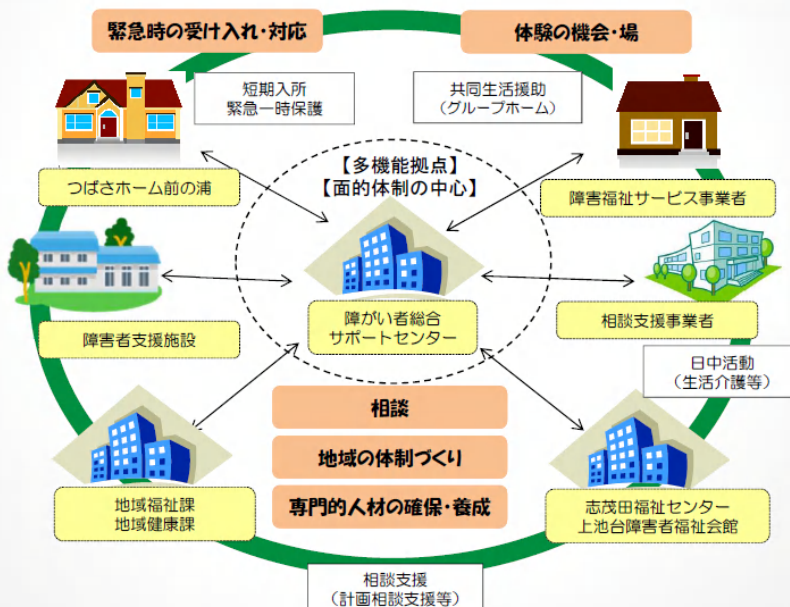
- 専門性を有し、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターであり、さらに居住支援、地域交流支援、就労支援の機能を兼ね備えた「大田区立障がい者総合サポートセンター」（多機能拠点）を中心として、既存施設の機能拡充により地域生活支援拠点等の面的整備を目指す。  
⇒平成29年度中に一定の整備を終えたと捉えている。  
⇒今後、地域生活支援拠点等の各機能を強化し、さらなる充実を図る。

2019/1/28 ●

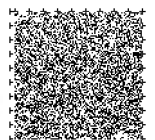
## 地域生活支援拠点等の整備イメージ図

H30.4月以降

障がい者総合サポートセンターを中心に、区内の各機関で機能を分担。



2019/1/28 ●



## 必要な各機能の具体的な内容①

### ①相談

- 基幹相談支援センターにおいて専門相談等の実施
  - ・社会福祉士・精神保健福祉士・看護師・介護支援専門員等の資格を持つ相談支援専門員を配置
  - ・精神科医師、臨床心理士などによる専門相談を実施
- 基幹相談支援センターを中心に区内相談支援体制の整備
  - ・相談支援事業所連絡会
  - ・身体障害者相談員、知的障害者相談員などとの連携
  - ・ピアカウンセリング事業の実施
- 大田区障がい者就労支援センター
  - ・障がい者就労に関する相談

2019/1/28 ●

## 必要な各機能の具体的な内容②

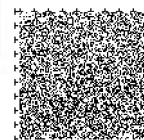
### ②体験の機会・場

- 地域生活の体験の機会・場を整備していく。
  - ・宿泊型自立訓練施設と連携
  - ・区独自事業の自立訓練事業（3年間、短期）
  - ・体験型グループホーム（知的障がい・精神障がい各1か所）
- 日中活動の場の整備  
⇒平成29年度～
  - 上池台障害者福祉会館 生活介護事業拡充（知的）
  - 志茂田福祉センター 複合施設内移転
  - Beステーション凜 就労継続支援B型施設開所（知的）

### ③緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所、緊急一時保護事業の実施、実施事業者との連携
  - ・区内7か所の短期入所施設  
+障がい者総合サポートセンター増築工事部分 短期入所事業
  - ・区独自事業の緊急一時保護（家庭委託・特別介護人派遣・施設）
  - ・体験型グループホームの活用

2019/1/28 ●



## 必要な各機能の具体的な内容③

### ④専門的人材の確保・養成

- 「大田区障がい福祉従事者人材育成事業基本方針」のもと研修を実施
  - ・「障害者の地域生活を支える原点は人材である」事に鑑み、事業所や法人の枠を超えて「オール大田」で支援できる人材の育成
  - ・学識経験者によるスーパーバイズに基づく、以下の研修を実施
    - ・【育成】相談支援従事者現任研修、障害者虐待防止研修（従事者・管理者向け）、ケアマネジメント研修、身体・知的障害相談員研修など。
    - ・【養成】相談支援従事者初任者研修、移動支援従業者養成研修
    - ・介護保険サービス事業者の障害福祉サービスへの参入を促す研修
    - ・就労支援にかかわる研修（障がい者就労支援センター）

### ⑤地域の体制づくり

- 相談支援事業所連絡会
- 障がい者グループホーム連絡会
- 障害者就労促進担当者会議
- 就労移行支援事業所連絡会
- 職場体験実習実行委員会
- 児童発達支援地域ネットワーク会議
- 大田区自立支援協議会の活用

2019/1/28 ●

## 地域生活支援拠点等における支援の事例

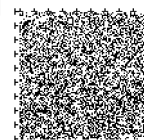
### 【事例1】

同一世帯内の複数名を支援した事例

### 【事例2】

サービス利用の再開に繋がった事例

2019/1/28 ●



## 【八王子市の事例】

### ● 整備類型

⇒ **面的整備型**

### ● 概要

- ・ 地域、障害種別を網羅する委託相談支援事業所5か所に、地域生活支援拠点等としてコーディネート機能(**地域生活支援員**)をもたせ、市内すべての障害福祉サービス事業所で取り組む面的整備を目指す
- ・ 家族のいる自宅で、自立支援のための生活体験を実施
- ・ **ピアサポーター**による地域移行支援を積極展開

## 03

### 各機能の具体的な内容

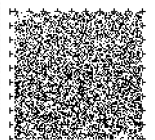
地域生活支援拠点事業にて必要となる機能の具体的な内容  
(八王子市障害者地域生活支援拠点事業実施要綱第4条より抜粋)

#### ● 相談

**地域生活支援員**を地域生活支援拠点等5か所に**14名**配置。  
相談を受け、助言する。

#### ● 体験の機会・場の提供

一人暮らし体験、グループホーム体験入居を通して必要となる支援の見極めを行う。



## ● 緊急時の受入れ・対応(検討中)

24時間対応、夜間・休日の対応について、一時的に施設及び病院にて受入れを行ったことはあるが課題は残っている。

## ● 専門的人材の確保・養成

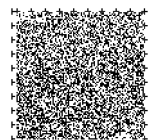
地域生活支援員や相談支援専門員、障害者支援機関の能力の向上を図るために研修会を年1回程度開催。

## ● 地域の体制づくり

現行のサービスにない日常生活支援やアウトリーチ支援を行うことで、地域の社会資源のネットワークによる切れ目のない支援を実施する。

### ※ ピアサポーター活動

ピアサポーター(入院経験のある在宅の精神障害の当事者)が、精神科病院の急性期、慢性期、開放病院の入院患者に対して行う退院促進のための活動を行い、入院をしている精神障害者に退院後の生活のイメージをつけやすくする。



地域生活支援拠点等のイメージ図(八王子市のイメージ図) 平成30年12月末現在

～障害者を支えるネットワーク～

(平成28年度～)

